

令和6年度岩手県立大学本庄照子奨学金申請要領

1 奨学金の目的

本奨学金は、学修・研究への注力や就職活動等により経済・学修環境が変化する卒業年次生のうち、経済的支援を必要とし、かつ学業優秀な学生に対し給付を行うことで、修学及び生活支援を行うことを目的としています。

2 奨学金の概要

項目	内容
対象者	岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部の卒業年次生
申請可能な年次	岩手県立大学は、令和5年度に3年次、令和6年度に4年次である学生。 岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部は、令和5年度に1年次、令和6年度に2年次である学生。
採用要件	以下の全ての要件を満たす者。 <ul style="list-style-type: none">日本学生支援機構又は自治体等が実施する給付奨学金を利用していないこと。日本学生支援機構又は自治体等が実施する貸与型奨学金を利用していること、または、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たしていること。学部3年次（短期大学部の場合は1年次）終了時点の通算GPAが2.6以上（小数点以下2位を四捨五入した結果2.6となる場合も含む。）であること。岩手県立大学本庄照子奨学金の給付を受ける年度に卒業見込であること。
採用人数	合計26名以内（以下、内訳） <ul style="list-style-type: none">看護学部、社会福祉学部及び総合政策学部：各学部4名程度ソフトウェア情報学部：6名程度盛岡短期大学部及び宮古短期大学部：各短期大学部4名程度
給付額	年間200,000円（2回に分けて給付します。）
その他	本奨学金の寄付者に対し成果報告を行うため、奨学金受給者の就職先や活躍等の報告を求める場合があります。学生支援室から指示があった場合は速やかに対応してください。

3 申請受付期間

令和6年3月25日（月）から4月19日（金）18時15分まで（期限厳守）

4 申請方法

申請受付期間内に(1)～(3)のうち該当する書類を、学生センターまたは宮古事務局に提出してください。

(1) 日本学生支援機構の貸与奨学金を利用している学生

以下の書類を提出してください。

	提出する書類	注意事項
1	岩手県立大学本庄照子奨学金給付申請書兼誓約書	様式は、学生センターで配付しているほか、ホームページに掲載しています。

(2) 日本学生支援機構以外の機関等が実施する貸与奨学金を利用している学生

以下の書類を提出してください。

	提出する書類	注意事項
1	岩手県立大学本庄照子奨学金給付申請書 兼誓約書	学生センターで配付しているほか、ホームページに掲載しています。
2	岩手県立大学本庄照子奨学金の給付を受ける期間に奨学金を利用していることが確認できる書類の写し	

(3) 貸与奨学金を利用しておらず日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たしている学生

日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たしているかどうかを、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」を使って確認します。

申請に当たっては、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」により第二種奨学金の採用可否をシミュレーションし、「第二種奨学金に申し込むことができる」という結果であることを確認のうえ、以下の書類を提出してください。

「進学資金シミュレーター」の入力方法は、「進学資金シミュレーター入力方法」の資料を参照してください。

	提出する書類	注意事項
1	岩手県立大学本庄照子奨学金給付申請書 兼誓約書	学生センターで配付しているほか、ホームページに掲載しています。
2	岩手県立大学本庄照子奨学金給付申請書 添付書類確認票	
3	日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」の結果を印刷したもの	
4	源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し	・進学資金シミュレーターに入力した金額を確認するものです。 ・確定申告書：令和6年1月以降に税務署あてに提出した申告書の本人控えの写し ・源泉徴収票：令和6年1月以降に交付されたものの写し。なお、複数の源泉徴収票がある場合は、その全ての写しを提出すること。

5 問い合わせ先

学生センター（学生支援室 学生支援グループ）

TEL 019-694-2010 Mail g-assist@ipu-office.iwate-pu.ac.jp

宮古短期大学部事務局

TEL 019-364-2230 Mail : mykinfo-2020@ml.iwate-pu.ac.jp